

参議院法制局職員採用総合職試験（政策課題討議試験） 出題例

※ 試験の際には、必要に応じ、関係法律等を収録した参考条文集等を添付します。

〔課 題〕

公職選挙法第11条第1項第2号は、選挙権及び被選挙権を有しない者として、「拘禁刑以上の刑に処せられその執行を終わるまでの者」を規定しており、いわゆる受刑者（死刑確定者を含む。以下同じ。）は選挙権及び被選挙権を有しないこととされている。

一方で、公職選挙法は、未決拘禁者※については、刑事施設に収容されている間の投票の機会を認めている（同法第48条の2第1項及び第49条第1項）。

また、日本国憲法の改正手続に関する法律は、第3条で「日本国民で年齢満十八年以上の者は、国民投票の投票権を有する。」と規定しつつ、公職選挙法第11条のような規定を置いていないため、受刑者もこの投票権を有する。

公職選挙法第11条第1項第2号の規定の合憲性が争われていると仮定し、合憲とする立場及び違憲とする立場の双方について、それぞれどのような主張が考えられるかを検討した上で、自身がどちらの立場を採るかを検討し、それらの検討内容を個別発表・討議用にレジュメにまとめなさい。

※ 未決拘禁者…被逮捕者、被勾留者その他刑が確定していない者として拘禁されている者

レジュメの作成に当たっては、必要に応じて、参考資料を参照すること。

以 上